

**道民の鉄道等利用促進事業委託業務  
企画提案指示書**

1 委託事業名

道民の鉄道等利用促進事業委託業務

2 業務の目的

鉄道をはじめとする公共交通の利用促進と新型コロナウイルス感染症等の影響により落ち込んだ交通需要の喚起を図るため、道内におけるプロモーションを実施する。

3 委託業務

(1) 道民向けプロモーションの実施

札幌市及び中核都市など集客数の多い商業施設等を活用して、鉄道をはじめ、バスやタクシー、フェリーなどの公共交通に関する映像やパネルの展示、パンフレットやチラシ等の配布、ノベルティグッズの配布を行うなど、公共交通の利用促進に資するプロモーションを実施するとともに、効果的な広報媒体を活用し広く情報を発信すること。

ア 実施地域及び回数

(ア) 札幌市（1カ所以上）

(イ) 中核都市（3カ所以上）

イ 実施方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ステージイベントなどといった対面型のプロモーションではなく、本協議会が保有する映像やパネルの設置、パンフレット等の配布といった展示型のプロモーションを実施すること。

また、展示するプロモーション資材については、北海道鉄道活性化協議会をはじめとした関係団体等からの収集はもとより、下記（2）で作成するプロモーション資材を使用すること。

なお、プロモーションの実施にあたっては、新北海道スタイルに配慮し、密を避けた集客となる工夫をすること。

**【参考：本協議会から提供可能な主なプロモーション資材】**

- ・ 鉄道観光利用促進フリーペーパー（電子データ、紙媒体約700部）
  - ・ 鉄道出張利用促進パンフレット（電子データ、紙媒体約350部）
  - ・ 「北海道の鉄道」動画コンテスト入賞作品動画（電子データ）
  - ・ 「富良野・美瑛ノロッコ号」及び「くしろ湿原ノロッコ号」動画（電子データ）
  - ・ まんが そうだったんだ！北海道の鉄道（電子データ）
  - ・ 鉄道車窓VR動画（電子データ）
- など

ウ 新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した場合の対応

新型コロナウイルス感染症の影響で展示型のプロモーションの実施が難しくなった場合の代替策についても、あわせて提案すること。

エ その他

プロモーションの実施にあたっては、本協議会で本年度実施している「鉄道の魅力発信事業」や「北海道の鉄道に対する国民的な応援気運醸成事業」で作成したコンテンツの紹介など、同事業と整合性を図りながらPRを行うこと。

(2) 道民プロモーション用のプロモーション資材の作成

本協議会から提供する情報や受託事業者が収集した情報を参考に、上記（1）で使用するプ

ロモーション資材を制作すること。

ア プロモーション資材の内容

作成するプロモーション資材については、鉄道をはじめ、バスやタクシー、フェリーなどの道民の生活に密着する公共交通の利用促進につながるような内容とすること。

作成する形態については、パネルやパンフレット、チラシ、ノベルティグッズなど、より一般の方たちに訴求するものを選定して、提案すること。

なお、プロモーション資材は、本事業終了後も本協議会で活用可能な内容及び形態のものとする。

イ プロモーション資材の納品

作成したプロモーション資材は電子媒体一式で納品することとし、パネルなどの掲示物を作成した場合は、掲示物をあわせて納品すること。パンフレットやチラシ、ノベルティグッズなどの配布物については残部があった場合は、残部を納品すること。

(3) 実施報告書の提出

上記(1)及び(2)について実施結果を取りまとめた報告書を作成する。

なお、報告書は、紙媒体(A4版)5部及び電子媒体一式を納品すること。

(4) その他

ア 上記(1)の実施エリアについては、各圏域のバランスに配慮し、選定することとし、関係(総合)振興局や市町村と調整を図ること。

ウ 実施にあたっては、PR効果を高めるため、市町村や関係団体等と積極的に連携・協働を図ること。

4 委託期間

契約締結の日から令和3年3月19日(金)

5 公募型プロポーザルに参加する者に必要な条件

次のいずれにも該当すること。

(1) 複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)、単独法人(参加表明書提出時点で法務局等に登記申請中の法人を含む)又は法人以外の団体であること。

(2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本店若しくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合も含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を排除されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税(個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

(イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

## 6 公募型プロポーザルに関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道鉄道活性化協議会事務局（担当：山下、山本）  
（北海道総合政策部交通政策局交通企画課）
- (2) 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（本庁舎3階）
- (3) 電話番号 011-231-4111（内線23-779）  
011-204-5333（ダイヤルイン）  
FAX 011-232-4643

## 7 参加表明書の提出期限、場所及び方法

- (1) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出すること。

ア 提出期限

令和2年11月4日（水）12：00（必着）

イ 提出方法

持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）

ウ 提出場所

6に同じ

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

## 8 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限

令和2年11月11日（水）16：00（必着）

- (2) 提出方法

持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）

- (3) 提出場所

6に同じ

## 9 無効となる提案

公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

## 10 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

11 契約手続

特定者を見積書徴収の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

12 予算上限額

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

13 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 契約書作成の要否

必要

(3) プロポーザル審査会

提出された企画提案書の内容についてヒアリング審査を行う。

ただし、企画提案書の提出件数が多数ある場合には、事前に書類選考を行い、概ね10件程度のヒアリング審査参加者を選定する。

なお、ヒアリングの日時、場所は別途通知する。

(4) その他の留意事項

ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

ウ 審査結果及び特定者名は公表する。

エ 詳細は、企画提案説明書等による。